

サステナビリティ基準委員会 御中

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
サステナビリティ報告研究会

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第2号
サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第3号
「指標の報告のための算定期間に関する再提案」について

日本証券アナリスト協会のサステナビリティ報告研究会は、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が2024年11月29日に公表した公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「本公開草案」という。）¹に関する意見書を提出する。

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する公益社団法人で、約29,000名の日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA*）を擁する。

サステナビリティ報告研究会は、2021年3月に設立された当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む10名の委員で構成されている。

¹ SSBJが2024年3月に公表した次の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という。）の提案のうち、指標の報告のための算定期間に関する提案を修正するもの。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案
「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号
「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号
「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

質問

本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案における再提案²の内容に同意する。

2024年3月公開草案に対する我々の意見書³では、質問4（温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告）について、SSBJの提案⁴に反対するとした上で、次のようにコメントした。

² 本公開草案の提案の概要（SSBJ事務局「公開草案『指標のための算定期間に関する裁定案』の概要」（2024年11月）より抜粋）

- 指標の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表（以下同じ））の報告期間と一致しない場合、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表のつながりを重視して期間をあわせることを優先する
 - 指標の報告のための算定期間が、報告期間と一致しない場合、適用基準案第70項に従い、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせることを明確にする
 - ◇ したがって、温室効果ガス排出を温対法により測定することを選択する場合にも、報告期間と、温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じるときは、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る排出量を算定することになる
 - 2024年3月公開草案からの修正としては、SSBJ基準独自の選択肢である、適用基準案第71項、気候基準案第53項及び第54項を削除する
 - 期間調整のための合理的な方法については、SSBJ基準においては具体的に定めない（SSBJ事務局より解説記事を提供予定）

³ https://www.saa.or.jp/standards/sustainability/pdf/ikensho_240731.pdf

⁴ 2024年3月公開草案における提案（気候基準案）（脚注2と同様に抜粋）

- 温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、公表承認日において既に当局に提出した直近のデータを用いなければならない（気候基準案第53項）
- 排出量の報告のための算定期間と、サステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年を超える場合、定められた開示を行わなければならない（気候基準案第54項）

2024年3月公開草案における提案（適用基準案）（脚注2と同様に抜粋）

- 企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合、一定の要件を満たすときは、当該指標の報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができる（適用基準案第71項）

温室効果ガス排出量の報告については、報告期間の一致を原則とすることを強く要望したい。財務諸表の報告期間と異なる期間で開示される場合、炭素強度（排出量／売上高）等の原単位指標の有用性が大きく低下する。温対法に基づく算定期間の排出量 \div 報告期間の排出量と看做すことも可能かもしれないが、企業買収があった年度、操業度が大きく変化した年度、企業の温室効果ガス排出量の削減目標が野心的でかつ報告期間による差異が大きい場合等においては、両者に大きな差が生じるため、財務指標と関連づけた増減等の分析が困難になる。

関連する財務諸表との同時報告の趣旨からも、原則として報告期間の一致を要求すべきである（ただし、リスク及び機会への影響が比較的少なく、重要性が乏しい場合については、報告期間の一致を要求しなくてもよいとする措置も考えられる）。報告期間の一致については、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである。

本公開草案おける再提案の内容は、我々のコメントである「温室効果ガス排出量の報告については、原則として報告期間の一致を要求すべきである」及び「報告期間の一致については、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである」に応えた修正であることから、強く賛同する。

以上